様式第二十三の二中「第４条の２」を「第４条の３」に改め、同様式を様式第二十三の三とする。

様式第二十三の次に次のように加える。

様式第23の２（第４条の２関係）

第30条第１項の規定により指定された電気通信事業者の
特定関係法人である電気通信事業者に係る報告

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名

特定関係法人である電気通信事業者の名称	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第六条　第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）」を「第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）」に改める。

別表第三第１部3⑶及び第四部３中「接続料原価算定上」を「接続料原価及び利潤の算定上」に改める。

（接続料規則の一部改正）

第七条　接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第一種指定電気通信設備接続料規則

目次中「第四章　原価算定（第七条―第十三条）」を「第四章　原価及び利潤の算定（第七条―第十三条）」に改める。

第１条中「適正な原価」の下に「及び適正な利潤」を加え、「原価に」を「適正な原価に適正な利潤を加えた金額に」に改める。

第四条中「対象設備、」を「対象設備及び」に改める。

「第四章　原価算定」を「第四章　原価及び利潤の算定」に改める。

第七条の見出しを「（原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用）」に改め、同条中「原価」の下に「及び利潤」を加える。

第八条の見出しを「（接続料の原価及び利潤）」に改め、同条第１項中「原価」の下に「及び利潤」を加え、「第四条に」を「同条に」に、「機能（第四条の表」を「機能（同表」に改め、同条第二項中「原価」の下に「及び利潤」を加え、同項第一号中「とき。」を「場合」に改め、同条第三項中「接続料の原価」の下に「及び利潤」を、「相当する費用」の下に「に限る。以下この項において同じ。」を加える。

第九条第１項中「第四条の」を「同条の」に改め、同条第二項ただし書中「接続会計規則別表第二様式第四」を「同表様式第四」に、「基盤」を「基礎」に改める。

第十一条第１項中「第四条に規定する」を「当該」に改め、同条第二項中「第四条に規定する」を「当該」に改め、「原価」の次に「及び利潤」を加え、同条第三項ただし書中「接続会計規則別表第二様式第三」を「同表様式第三」に改め、同条第四項中「不可欠」の下に「であり」を加え、同条第七項中「及び借入金」を「、借入金及びリース債務」に、「の利子相当率」を「に対する利子相当率」に改める。

第十二条第三項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第四項中「第三項」を「前項」に改め、同項ただし書中「替えて」を「代えて」に改める。

第十二条の二第１項第１号中「の原価」の下に「及び利潤」を加え、「及び当該原価」を「並びに当該原価及び利潤」に改め、同項第二号中「の原価」及び「（原価」の下に「及び利潤」を加え、「及び当該原価」を「並びに当該原価及び利潤」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「原価」の下に「及び利潤」を加える。

第十三条第１項中「（有利子負債以外の負債の額×利子相当率）」を「当該機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率」に改め、同条中第二項を第四項とし、第１項の次に次の二項を加える。

２　前項の他人資本比率は、第十一条第１項の他人資本比率とする。

３　第１項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

第十七条の二第二項から第四項までの規定中「原価」の下に「及び利潤」を加える。

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第１項の発信者情報を定める省令の一部改正）

第八条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成十四年総務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四号中「ＩＰアドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）及び当該ＩＰアドレス」を「アイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）及び当該アイ・ピー・アドレス」に改め、「接続された電気通信設備」の下に「（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）」を加える。

第七号中「ＩＰアドレス」を「アイ・ピー・アドレス」に改める。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第九条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）」を「第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）」に改める。

（東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正）

第十条　東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）」を「第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）」に改める。

第四条ただし書及び第五条第一項第一号ロ中「原価及び」の下に「利潤並びに」を加える。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項、第七項、第八項第八号、第九項、第十項第六号、第十一項及び第十二項第五号中「原価」の下に「及び利潤」を加える。

附則第十七項中「原価及び」の下に「利潤並びに」を加える。

（第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第十二条　第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条前段」を「第五条第一項前段」に、「同条前段」を「同項前段」に改める。